

令和8年度

水道水質検査計画(案)



大府市水道事業

目 次

1	基本方針	1
2	水道施設の概要	1
2-1	給水状況(令和7年12月31日現在)	1
2-2	水源の状況	1
2-3	施設の概要	1
3	採水場所	2
4	水質検査項目及び検査頻度	2
5	水質検査方法	2
6	その他の水質検査及び水質管理の留意点	2
7	水質の状況	2
8	臨時の水質検査	3
9	水質検査計画の見直し	3
10	水質検査計画及び検査結果の公表	3
10-1	水質検査計画の公表	3
10-2	水質検査結果の公表	3
11	水質検査の精度及び信頼性確保	3
12	関係者との連携について	3
【別紙 1】	受水点配水場詳細	4
【別紙 2】	全配水施設フロー図	5
【別紙 3】	採水場所地図	6
【別紙 4】	法令による検査頻度の考え方	7
【別紙 5-1】	令和8年度水道水質検査計画(共和系統)	8
【別紙 5-2】	令和8年度水道水質検査計画(長草系統)	9

1 基本方針

上水道の水質基準は、健康に影響を及ぼすものと生活上支障になるものを規定し、安全な水を提供することを目的としています。水質検査はこの安全性を保証するために行うものです。大府市水道事業では、いつでも安全な水をお届けするため、採水場所、検査項目、検査頻度などを定めた水道水質検査計画を策定し、水質検査を行います。大府市の上水道を利用される皆様に安心して水をお使いいただくため、水質検査計画と水質検査結果を公表します。

2 水道施設の概要

2-1 給水状況(令和7年12月31日現在)

➤ 給 水 区 域	大府市全域 33.67km ²
➤ 給 水 戸 数	41,291 戸
➤ 給 水 人 口	93,211 人
➤ 普 及 率	99.98%
➤ 年 間 配 水 量	9,750,858 m ³ (令和6年度実績)
➤ 一 日 最 大 配 水 量	28,930 m ³ (令和6年度実績)
➤ 一 日 平 均 配 水 量	26,715 m ³ (令和6年度実績)
➤ 水 源 種 別	県水(浄水)受水
➤ 計画一日最大配水量	34,000 m ³
➤ 計 画 給 水 人 口	99,000 人

2-2 水源の状況

本市は、木曽川水系の上流部にある「牧尾ダム、阿木川ダム、味噌川ダム」の3つのダムを水源とする愛知用水から取水している県営上野浄水場で浄水処理した水を受水しています。また、水源の水質状況については、県水100%の受水であるため、供給事業者である愛知県営水道が各供給点にて行う水質検査結果により確認します。

2-3 施設の概要

本市の水道水は、愛知県営水道から供給される浄水を2箇所の配水場で受水し、市内全域に給水しており、市内を南北に走るJR東海道本線の東側は、共和配水場(県水第2受水点)から給水し、西側は、長草配水場(県水第3受水点)から給水しています。

表-1 受水点配水場

水源の名称	配水系統名	住所	一日最大受水量 (令和7年度)
県水大府第2受水点	共和配水場系統	大府市長根町地内	14,333 m ³
県水大府第3受水点	長草配水場系統	大府市長草町地内	14,237 m ³

(令和7年12月31日現在)

【別紙1】受水点配水場詳細

【別紙2】全配水施設フロー図

3 採水場所

市内の水質検査の採水は 表-2 採水場所の給水栓で行います。

表-2 採水場所

配水系統	採水場所	検査項目
共和系統	① 大府市中央町六丁目地内	全水質基準項目・水質管理目標設定項目
	② 大府市北崎町福池地内	水質基準項目中9項目
	③ 大府市神田町三丁目地内	水質基準項目中9項目
長草系統	④ 大府市江端町五丁目地内	全水質基準項目
	⑤ 大府市桜木町一丁目地内	水質基準項目中9項目
	⑥ 大府市共和町三丁目地内	水質基準項目中9項目

【別紙3】採水場所地図

4 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は、別紙の表に示すとおりです。

令和8年4月1日より、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)(以下「PFOS及びPFOA」という。)は、現行の水質管理目標設定項目から水質基準項目へ引き上げられ、検査回数は、原則3か月に1回とされています。ただし、全量受水の場合において、PFOS及びPFOAの濃度が水質基準値の5分の1以下である旨の検査報告を受けており、かつ、当事業の施設においてPFOS及びPFOAの濃度上昇が認められていない場合には、検査の省略(おおむね3年に1回程度の検査)が可能とされています。

当事業はこれらの条件に該当しており、検査の省略が可能ではありますが、水質の安全性をより確実に確保する観点から、最低でも年1回の検査を実施することとします。

【別紙4】法令による検査頻度の考え方[水道法施行規則]

【別紙5-1】【別紙5-2】令和8年度水道水質検査計画表

5 水質検査方法

水質基準項目等の検査は、効率性、合理性の観点から外部機関への委託検査で行います。

6 その他の水質検査及び水質管理の留意点

色、濁り、残留塩素の3項目を市内6箇所で毎日検査します。また、各配水系統の末端において週に1回程度残留塩素の測定を実施し、消毒の効果を確認します。

毎日検査と各配水系統末端における残留塩素の測定結果に基づき、追加する塩素の注入量を調整することにより、適度な残留塩素濃度を保ち安全で快適な水道水の供給に努めます。

7 水質の状況

過去の水質検査の結果は、水質基準を充分に満たしています。また、毎日検査及び各配水系統の末端においての測定結果についても基準を満たしています。

8 臨時の水質検査

水源や水道施設などで水質に以下のような異常があった場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 給水区域及び周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 配水管の大規模な工事を実施したとき。
- (4) 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

9 水質検査計画の見直し

各地点の水質検査結果は、水質検査計画を策定する重要な情報です。各検査項目の検出濃度の最大値や水質基準値との比較、水源及び施設の情報や制度の改正内容等を整理し、次年度水質検査計画の検査項目や検査頻度に反映していきます。

また、本市ではお客様からの水質検査計画や水質検査結果に対するご意見について随時受け付けており、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。

10 水質検査計画及び検査結果の公表

10-1 水質検査計画の公表

水質検査計画は、毎年度策定します。

策定した水質検査計画は、本市ウェブサイトにて公表します。

10-2 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行います。

水質検査結果は、本市ウェブサイトにて公表します。

11 水質検査の精度及び信頼性確保

水質検査は、水道水が安全であることを確認するものであり、その結果は、正確で信頼性の高いことが重要です。本市では、水道法第20条に定める登録機関の中から水道水質検査優良試験所規範に適合し、水道GLPの認定を受けた水質検査機関に委託することにより、水質検査の精度及び信頼性確保に取り組んでいます。

12 関係者との連携について

水質を万全なものとするため、水質汚染事故等が発生した場合、若しくは発生の恐れがある場合は、必要に応じ、国・県の関係機関、近隣市町及び水質検査受託者等と連携し迅速かつ適切な対応を行います。

受水点配水場詳細

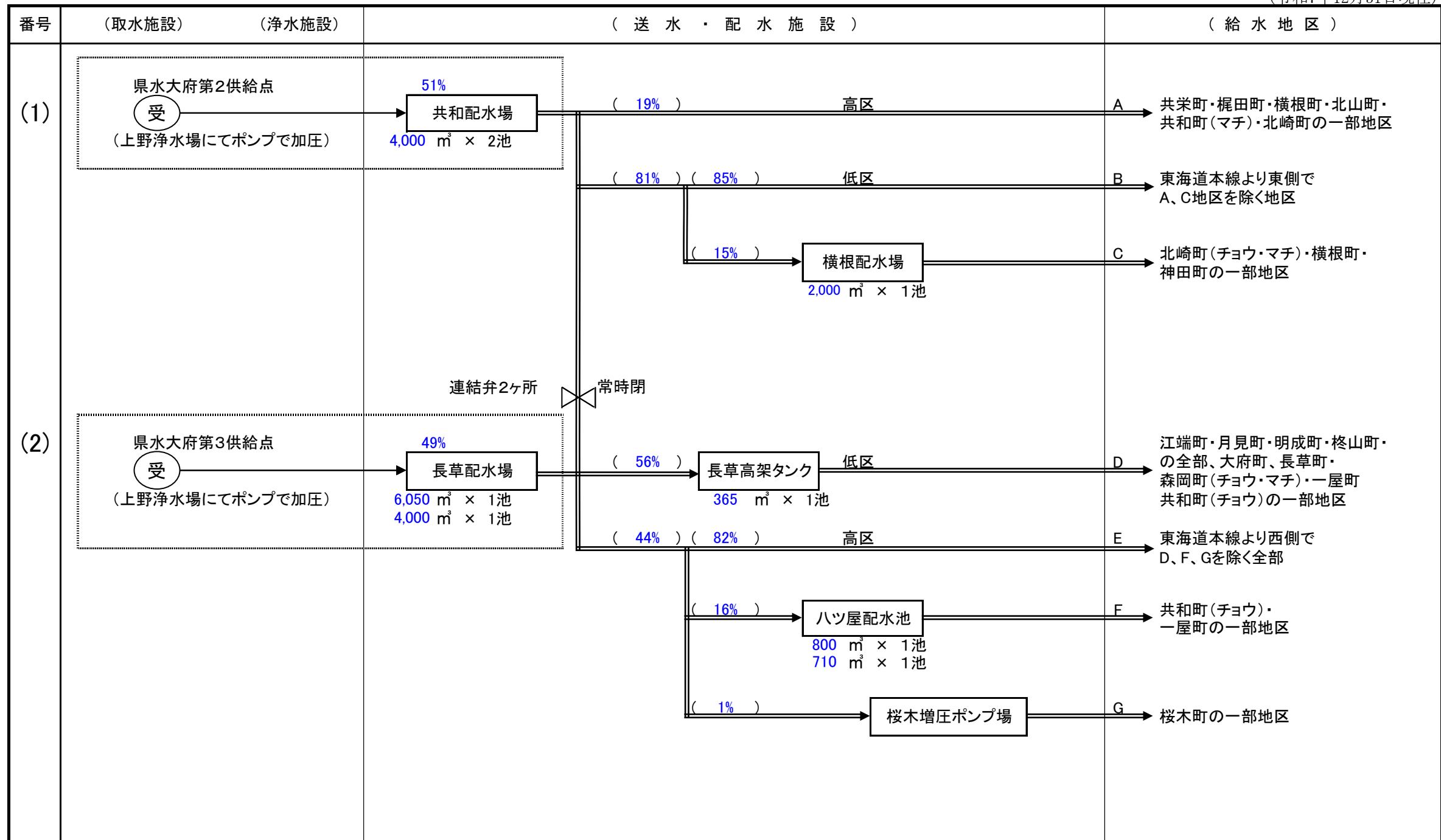
施設	名称	場所	工種	標高	規模及び構造
水源施設	共 和 配 水 場	大府市長根町 地内	県水 大府第2受水点	+31.60	配水能力 17,500m ³ /日
	長 草 配 水 場	大府市長草町 地内	県水 大府第3受水点	+30.30	配水能力 16,600m ³ /日
配水施設	共 和 配 水 場	大府市長根町 地内	配 水 池	+34.00	H.W.L+32.80 L.W.L+29.60 RC造り 長50m×巾25m×有効水深3.2m×2池 V=8,000m ³
			配水ポンプ (高区)	ポンプレベル +28.00	φ 125mm×2.0m ³ /分 ×50m×30kw×4台(内1台予備)
			配水ポンプ (低区)	ポンプレベル +28.00	φ 200mm×150mm×5.3m ³ /分 ×30m×37kw×5台(内1台予備)
			塩素滅菌機	-	ダイヤフラム型塩素滅菌機 1.8l/h×1基+2.88 l/h×1基 (内1基予備)
	長 草 配 水 場	大府市長草町 地内	配 水 池	+34.60	①H.W.L+45.00 L.W.L+35.00 プレストレスコンクリート構造 円形地上式内径28m×有効水深10.0m V=6,050m ³ ②H.W.L+45.00 L.W.L+35.00 ステンレス鋼板製 円形地上式内径23m×有効水深10.0m V=4,000m ³
			高架水槽(低区)	+66.15	プレストレスコンクリート構造 V=365m ³
			配水ポンプ (低区)	ポンプレベル +32.00	φ 250mm×6.7m ³ /分 ×40m×75kw×3台(内1台予備)
			配水ポンプ (高区)	ポンプレベル +32.00	φ 150mm×2.25m ³ /分 ×45m×30kw×6台(内1台予備)
			塩素滅菌機	-	液中ピストン型塩素滅菌機 0.37~36.8 l/m×2基(液中ポンプ) (内1基予備)

【別紙2】

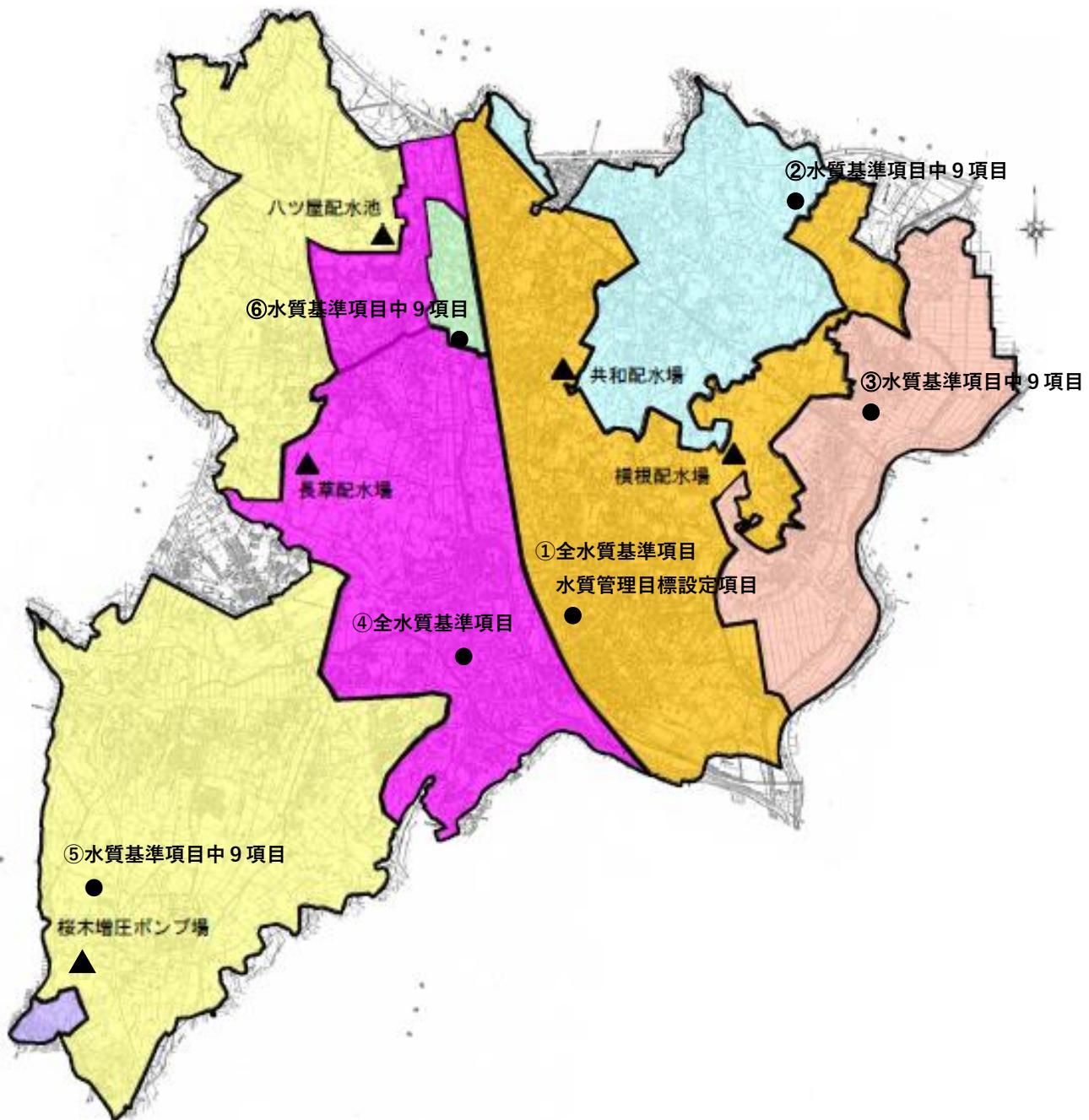
全配水施設フロー図

※配水割合(%)については令和7年度配水割合により算出.

(令和7年12月31日現在)



採水場所地図



共和配水場系統	高区直送	
	低区直送	
	横根配水場経由	
長草配水場系統	高区直送	
	低区直送	
	ハツ屋配水池経由	
	桜木増圧ポンプ場経由	

法令による検査頻度の考え方

区分	検査項目	基準値等 (mg/l)	法令の検査頻度の考え方			備考		
			基本	過去3年の検査結果				
				水質基準値の 2/10以下	水質基準値の 1/10以下			
人 の 健 康 に 関 連 す る 基 準 項 目 目	1 一般細菌	100個以下/ml	月1回	省略不可能	省略不可能	病原微生物		
	2 大腸菌	不検出	月1回					
	3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	3月に1回					
	4 水銀及びその化合物	0.0005以下	3月に1回					
	5 セレン及びその化合物	0.01以下	3月に1回					
	6 鉛及びその化合物	0.01以下	3月に1回					
	7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	3月に1回					
	8 六価クロム化合物	0.02以下	3月に1回					
	9 亜硝酸態窒素	0.04以下	3月に1回					
	10 シアン化物及びその化合物	0.01以下	3月に1回	省略不可能	省略不可能			
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	3月に1回					
	12 フッ素及びその化合物	0.8以下	3月に1回					
	13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	3月に1回					
	14 四塩化炭素	0.002以下	3月に1回					
	15 1,4-ジオキサン	0.05以下	3月に1回					
	16 ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	3月に1回					
	17 ジクロロメタン	0.02以下	3月に1回					
	18 テトラクロロエチレン	0.01以下	3月に1回					
	19 トリクロロエチレン	0.01以下	3月に1回					
	20 ベルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びベルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005以下	3月に1回					
	21 ベンゼン	0.01以下	3月に1回					
	22 塩素酸	0.6以下	3月に1回	省略不可能	省略不可能	消毒副生成物		
	23 クロロ酢酸	0.02以下	3月に1回					
	24 クロロホルム	0.06以下	3月に1回					
	25 ジクロロ酢酸	0.03以下	3月に1回					
	26 ジブロモクロロメタン	0.1以下	3月に1回					
	27 臭素酸	0.01以下	3月に1回					
	28 総トリハロメタン	0.1以下	3月に1回					
	29 トリクロロ酢酸	0.03以下	3月に1回					
	30 ブロモジクロロメタン	0.03以下	3月に1回					
	31 ブロモホルム	0.09以下	3月に1回					
	32 ホルムアルデヒド	0.08以下	3月に1回					
生活利用上・施設管理上障害のおそれのある項目	33 亜鉛及びその化合物	1.0以下	3月に1回	年1回	3年に1回	着色		
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	3月に1回					
	35 鉄及びその化合物	0.3以下	3月に1回					
	36 銅及びその化合物	1.0以下	3月に1回	年1回	3年に1回	味		
	37 ナトリウム及びその化合物	200以下	3月に1回					
	38 マンガン及びその化合物	0.05以下	3月に1回	年1回	3年に1回	着色		
	39 塩化物イオン	200以下	月1回					
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	3月に1回	年1回	3年に1回	味		
	41 蒸発残留物	500以下	3月に1回					
	42 陰イオン界面活性剤	0.2以下	3月に1回	年1回	3年に1回	発泡		
	43 ジエオスミン	0.00001以下	藻類発生時期					
	44 2-メチルイソポルネオール	0.00001以下	藻類発生時期	年1回	3年に1回	かび臭		
	45 非イオン界面活性剤	0.02以下	3月に1回					
	46 フェノール類	0.005以下	3月に1回	年1回	3年に1回	臭気		
	47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	月1回					
	48 pH値	5.8以上 8.6以下	月1回	省略不可能	省略不可能	基礎的性状		
	49 味	異常でないこと	月1回					
	50 臭気	異常でないこと	月1回					
	51 色度	5度以下	月1回					
	52 濁度	2度以下	月1回					
管理目標設定項目	3 ニッケル及びその化合物	0.02以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目			資機材より発生する可能性あり		
	13 ジクロロアセトニトリル	0.01以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目			消毒剤より発生する可能性あり		
	14 抱水クロラール	0.02以下						
	16 残留塩素	1以下	毎日検査項目					
	23 臭気強度(TON)	3以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目			資機材・消毒より発生する可能性あり		
	28 従属栄養細菌	2,000個/ml以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目			水道施設における清浄度の指標となる		

令和8年度水道水質検査計画表(共和系統)

水道事業名		大府市水道事業		水源名		県水受水(県営上野浄水場)								
配水場系統名		共和配水場		過去の検査結果		検査場所		法令検査回数						
区分	検査機関		水道法第20条機関		※R7.12.31現在	中央町六丁目	北崎町福池	神田町三丁目	基本	検査結果からの省略回数				
	毎月検査検査地点		3											
全項目検査検査地点		1		※R7.12.31現在		中央町六丁目		神田町三丁目		備考 (検査頻度の理由)				
検査条件		浄水水質検査												
検査項目			基準値等 (mg/l)		最高値 (mg/l)		年間 (回)		年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)			
基準項目	1	一般細菌	100個以下/ml		0		12		12		12			
	2	大腸菌	不検出		不検出		12		12		12			
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下		0.0003未満		1				4			
	4	水銀及びその化合物	0.0005 以下		0.00005未満		1				4			
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下		0.001未満		1				4			
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下		0.001未満		1				4			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		0.001未満		1				4			
	8	六価クロム化合物	0.02 以下		0.002未満		1				4			
	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下		0.004未満		1				4			
	10	シアノ化物及びその化合物	0.01 以下		0.001未満		4				4			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		0.20		1				4			
	12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		0.11		1				4			
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		0.05未満		1				4			
	14	四塩化炭素	0.002 以下		0.0002未満		1				4			
	15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		0.005未満		1				4			
	16	1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		0.002未満		1				4			
	17	ジクロロメタン	0.02 以下		0.001未満		1				4			
	18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		0.001未満		1				4			
	19	トリクロロエチレン	0.01 以下		0.001未満		1				4			
	20	ペルフルオロオクタフルオロヘキサノ酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005 以下		0.000005未満		1				4			
	21	ベンゼン	0.01 以下		0.001未満		1				4			
	22	塩素酸	0.6 以下		0.14		4				4			
	23	クロロ酢酸	0.02 以下		0.002未満		4				4			
	24	クロロホルム	0.06 以下		0.018		4				4			
	25	ジクロロ酢酸	0.03 以下		0.007		4				4			
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		0.001		4				4			
	27	臭素酸	0.01 以下		0.001未満		4				4			
	28	総トリハロメタン	0.1 以下		0.021		4				4			
	29	トリクロロ酢酸	0.03 以下		0.008		4				4			
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		0.004		4				4			
	31	ブロモホルム	0.09 以下		0.001未満		4				4			
	32	ホルムアルデヒド	0.08 以下		0.008未満		4				4			
	33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		0.01未満		1				4			
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		0.03		1				4			
	35	鉄及びその化合物	0.3 以下		0.03未満		1				4			
	36	銅及びその化合物	1.0 以下		0.01未満		1				4			
	37	ナトリウム及びその化合物	200 以下		4.3		1				4			
	38	マンガン及びその化合物	0.05 以下		0.005未満		1				4			
	39	塩化物イオン	200 以下		6.9		12		12		12			
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下		17		1				4			
	41	蒸発残留物	500 以下		45		1				4			
	42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		0.02未満		1				4			
	43	ジェオスミン	0.00001 以下		0.000002		1				藻類発生時期			
	44	2-メチルソボルネオール	0.00001 以下		0.000001未満		1				藻類発生時期			
	45	非イオン界面活性剤	0.02 以下		0.002未満		1				4			
	46	フェノール類	0.005 以下		0.0005未満		1				4			
	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下		0.7		12		12		12			
	48	pH値	最低	5.8 以上		7.0		12		12		12		
	49	味		8.6 以下		7.5								
	50	臭気	異常でないこと		異常なし		12		12		12			
	51	色度	5度 以下		0.5度未満		12		12		12			
	52	濁度	2度 以下		0.1度未満		12		12		12			
管理目標設定項目	03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下		0.002未満		1				検査義務なし			
	13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下		0.001未満		1				検査義務なし			
	14	抱水クロラール	0.02 以下		0.004		1				検査義務なし			
	16	残留塩素	0.1 以上 1.0 以下		0.6		12		12		検査義務なし			
	23	臭気強度 (TON)	3 以下		1未満		1				検査義務なし			
	28	從属栄養細菌	2,000個/ml 以下		0		1				検査義務なし			

過去の検査結果に表示されている「未満」は定量下限値未満を意味します。

(定量下限値とは検査対象を測定する場合、精度的に信頼できるもっとも小さい値のことです。)

令和8年度水道水質検査計画表(長草系統)

水道事業名		大府市水道事業		水 源 名			県水受水(県営上野浄水場)			備 考 (検査頻度の理由)
区 分	配水場系統名	長草配水場	検査機関	過去の検査結果		検査場所		法令検査回数		
	毎月検査検査地点	3	水道法第20条機関	※R7.12.31現在	江端町 五丁目	共和町 三丁目	桜木町 一丁目	基本		
	全項目検査検査地点	1								
	検査条件	浄水水質検査								
検査項目			基準値等 (mg/l)	最高値 (mg/l)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	
1	一般細菌	100個以下/ml	0	12	12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。
2	大腸菌	不検出	不検出	12	12	12	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003未満	1			4	3年1回		
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005未満	1			4	3年1回		
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回		
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回		
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002未満	1			4	3年1回		
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004未満	1			4	3年1回		
10	シアノ化物及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	4			4	4		省略不可能項目のため。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.20	1			4	3年1回		最低年1回は検査が必要と判断。
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.11	1			4	1		基準値の2/10以下の結果による。
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.05未満	1			4	3年1回		
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002未満	1			4	3年1回		
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005未満	1			4	3年1回		
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.002未満	1			4	3年1回		
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001未満	1			4	3年1回		
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回		
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回		
20	ペルフルオロオクタノン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下	0.000005未満	1			4	3年1回		
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回		
22	塩素酸	0.6 以下	0.14	4			4	4		
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002未満	4			4	4		
24	クロロホルム	0.06 以下	0.02	4			4	4		
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	4			4	4		
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001	4			4	4		
27	臭素酸	0.01 以下	0.001未満	4			4	4		
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.023	4			4	4		
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.011	4			4	4		
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.004	4			4	4		
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.001未満	4			4	4		
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008未満	4			4	4		
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.01未満	1			4	3年1回		最低年1回は検査が必要と判断。
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.04	1			4	1		基準値の2/10以下の結果による。
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03未満	1			4	3年1回		
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01未満	1			4	3年1回		最低年1回は検査が必要と判断。
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	4.2	1			4	3年1回		
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005未満	1			4	3年1回		
39	塩化物イオン	200 以下	6.8	12	12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	18	1			4	3年1回		
41	蒸発残留物	500 以下	46	1			4	3年1回		最低年1回は検査が必要と判断。
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02未満	1			4	3年1回		
43	ジェオスマシン	0.00001 以下	0.000003	1						藻類発生時期
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001未満	1						藻類発生時期
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002未満	1			4	3年1回		
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005未満	1			4	3年1回		最低年1回は検査が必要と判断。
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.6	12	12	12	12	12	12	
48	pH値	最低 最高	5.8 以上 8.6 以下	7.0 7.5	12	12	12	12	12	
49	味	異常でないこと	異常なし	12	12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。
50	臭気	異常でないこと	異常なし	12	12	12	12	12	12	
51	色度	5度 以下	0.5度未満	12	12	12	12	12	12	
52	濁度	2度 以下	0.1度未満	12	12	12	12	12	12	
管理 目標 設定 項目	03 ニッケル及びその化合物	0.02 以下								検査義務なし
	13 ジクロロアセトニトリル	0.01 以下								検査義務なし
	14 抱水クロラール	0.02 以下								検査義務なし
	16 残留塩素	0.1 以上 1.0 以下	0.53	12	12	12				消毒剤により発生の可能性があるため。消毒効果の確認等、特に重要と判断する。
	23 臭気強度(TON)	3 以下								検査義務なし
	28 従属栄養細菌	2,000個/ml 以下								検査義務なし

過去の検査結果に表示されている「未満」は定量下限値未満を意味します。

(定量下限値とは検査対象を測定する場合、精度的に信頼できるもっとも小さい値のことです。)

Welcome to OBU city water services

この水質検査計画に関するご意見がございましたら
大府市役所水道工務課水道給水係 までお寄せください。
今後の水質検査計画策定の参考にさせていただきます。
(なお、個別の回答はできませんので予めご了承ください。)

大府市役所水道工務課水道給水係
〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地
TEL: 0562-45-6319 (水道給水係直通)
E-mail : komu@city.obu.lg.jp

Welcome to OBU city water services

